

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

具体的な改正内容(案)

部会報告書

令和8年8月3日

三重県環境審議会 環境影響評価部会

目 次

1 適用対象の拡大の検討に至る経緯	 1
2 環境影響評価制度	 1
(1)制度の概要	
(2)環境影響評価法	
(3)三重県環境影響評価条例	
3 太陽光発電施設の設置に係る環境影響評価上の課題	 3
(1)課題	
(2)課題に対する改正の方向性の検討	
4 具体的な改正内容(案)	 4
(1)改正に係る事業の種類及びその規模要件	
(2)森林区域の定義	
5 経過措置等	 5
6 今後の課題	 5
参考資料	 7

1 適用対象の拡大の検討に至る経緯

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、令和6年3月には、三重県議会から県に対して、県内に広く設置されている太陽光発電施設について、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化、太陽光発電施設に対する環境影響評価の対象拡大等を求める「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

また、県民からも太陽光発電施設に係る相談等が県に寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県は、地域との共生が図られた再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入に向けて、指導・規制等の方策の一つとして、三重県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の適用対象の拡大について検討するに至りました。

現行の条例においては、太陽光発電施設の設置について、造成を伴う一定規模以上の事業が手続の対象とされています。しかしながら、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう、三重県の実情に応じた制度とするため、改正内容の検討が始められました。

また、国においても、令和7年12月23日に閣議決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」により、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象となる太陽光発電施設の規模の見直し及び実効性強化が打ち出され、令和8年1月26日から開始された「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」により、規模の見直し等について、現行の規模要件（第1種事業）が出力4万kw以上であるところを2万kw以上に引き下げるなど、一定の考えが示されたところです。

2 環境影響評価制度

(1) 制度の概要

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は規模が大きく環境影響の程度が著しいおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じ、比較的規模の小さい事業を対象としています。

(2)環境影響評価法

法においては、一定規模以上の太陽光発電施設の設置等を行う場合には、環境影響評価の実施が義務付けられています。

その事業の規模要件は、出力4万 kW 以上を第 1 種事業(環境影響評価が必ず必要な事業)、出力3万 kW 以上4万 kW 未満を第 2 種事業(環境影響評価が必要か個別に判定される事業)と規定されています。

(3)三重県環境影響評価条例

条例においては、太陽光発電施設の設置自体については手続の対象としていませんが、同施設の設置にあたり一定規模以上の土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として、条例に基づく環境影響評価又は簡易的環境影響評価の実施が義務付けられています。

対象事業(環境影響評価の対象となる事業)の規模要件は 20ha 以上(自然公園法等の特別地域※は 10ha)、準対象事業(簡易的環境影響評価の対象となる事業)の規模要件は 10ha 以上(自然公園法等の特別地域※は5ha)と規定されています。

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、又は三重県自然環境保全地域のうち特別地区をいう。(以下同じ。)

表 太陽光発電施設の設置に係る条例の対象規模等

	三重県環境影響評価条例(現行)
手続	環境影響評価※1(対象事業) 簡易的環境影響評価(準対象事業)
太陽光 発電施設	【宅地その他の用地の造成事業】 対象事業:20ha(特別地域 10ha) 準対象事業:10ha(特別地域 5ha)

※1:条例には、事業計画の立案段階で行う「配慮書」の手続はない

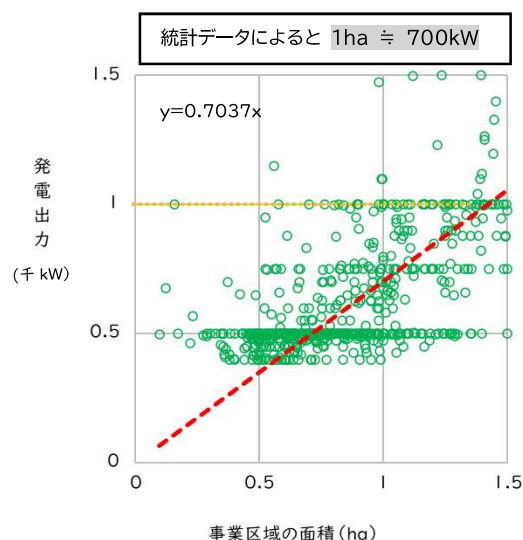


図 太陽光発電施設の発電出力と事業区域の面積の関係性(県内事業で事業区域 1.5ha 未満)※2

※2:資源エネルギー庁 事業計画認定情報 公表用ウェブサイトを基に県独自に調査の上作成

3 太陽光発電施設の設置に係る環境影響評価上の課題

(1)課題

令和8年2月20日の「第1回三重県環境審議会環境影響評価部会」において、県から、太陽光発電施設の設置に係る環境影響評価上の課題が次のとおり示されました。

- ・事業(施行)区域の面積が 10ha 未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す必要があるが、現状では特別地域に限られていること。
- ・森林伐採を伴うメガソーラーについては、面的開発による環境影響が生じるほか、山林裾野への斜面設置による土砂流出リスク等を踏まえると、5ha 未満の比較的小規模な事業であっても、一定の環境配慮が行われるべきと考えられること。
- ・現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、ゴルフ場跡地等を利用した造成を伴わない設置事例も多数確認されていること。

(2)課題に対する改正の方向性の検討

示された課題に対して、本部会において次の方向性で検討を進めました。

【方向性】

① 対象規模の拡大

簡易的環境影響評価の対象規模を5ha、森林区域は1haとする。

② 非造成事業の取扱い

造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

① 対象規模の拡大

・特別地域にかかわらず、環境影響評価の規模要件を 10ha 以上、簡易的環境影響評価の規模要件を5ha 以上とすることで、事業(施行)区域の面積が 10ha 未満であっても、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す。

・森林区域においては、簡易的環境影響評価の規模要件を1ha 以上とすることで、森林伐採を伴うメガソーラーについて 5ha 未満の比較的小規模な事業であっても、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す。

② 非造成事業の取扱い

・条例の対象事業の区分に新たに「太陽光発電事業」を設定することで、現行では土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、土地の造成を伴わない太陽光発電施設の設置についても対象とし、事業者による環境配慮を促す。

4 具体的な改正内容(案)

(1) 改正に係る事業の種類及びその規模要件

改正の方向性を踏まえ、県からは、造成を伴う太陽光発電施設の設置のみについて「宅地その他の用地の造成事業」で取り扱われているところを、「電気工作物」の中に新たに「太陽光発電所」を設け、造成・非造成にかかわらず条例の対象とする案が示され、本部会として妥当と判断しました。

<現行>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的 環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5 万 kW 以上	—
	火力発電所	5 万 kW 以上	—
	地熱発電所	5 千 kW 以上	—
	風力発電所	7.5 千 kW 以上	—
<u>宅地その他の用地の造成</u>		<u>面積 20ha 以上</u>	<u>面積 10ha 以上</u>



<改正後>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的 環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5 万 kW 以上	—
	火力発電所	5 万 kW 以上	—
	地熱発電所	5 千 kW 以上	—
	風力発電所	7.5 千 kW 以上	—
	<u>太陽光発電所</u>	<u>面積 10ha 以上</u>	<u>面積5ha 以上</u> (森林区域 1ha 以上)
宅地その他の用地の造成		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上

(2)森林区域の定義

簡易的環境影響評価の規模要件を1ha以上と設定した「森林区域」の定義について、県からは、生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めているなど自然的・社会的条件に配慮されるよう設定されていること、森林法に基づく森林計画制度との整合を図れること、区域の範囲が明確で実運用の観点から識別が比較的容易であることから、森林法第2条第3項に規定する「国有林(以下同じ。)」と同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林(以下「地域森林計画対象民有林」という。)を「森林区域」として設定する案が示されました。

また、他都道府県において、「森林」を環境影響評価条例の対象要件としている7県のうち6県は、「国有林」と「地域森林計画対象民有林」を森林区域として設定していること、三重県の県域面積に占める「国有林」と「地域森林計画対象民有林」の割合は約64%であることが示されました。

これらのことから、本部会として、県が示した「森林区域」の設定案は妥当と判断しました。

<三重県の県域と各森林の面積等>

(単位:ha、%)

	区域面積	森林面積 (①+②)			森林率 (%)
		①国有林面積	②地域森林計画 対象民有林面積		
三重県	577,446	371,680	23,468	348,212	64

※令和6年度版 森林・林業統計書(三重県)から引用・加工

※小数点以下四捨五入

5 経過措置等

今回の改正においては、施行前に既に計画が進んでいる事業への配慮として、経過措置を設けることや、対応が必要となる事業者等に対し、一定の周知期間が必要であると考えられます。なお、平成28年に簡易的環境影響評価手続の制度を条例に追加した際にも、経過措置が設定されています。

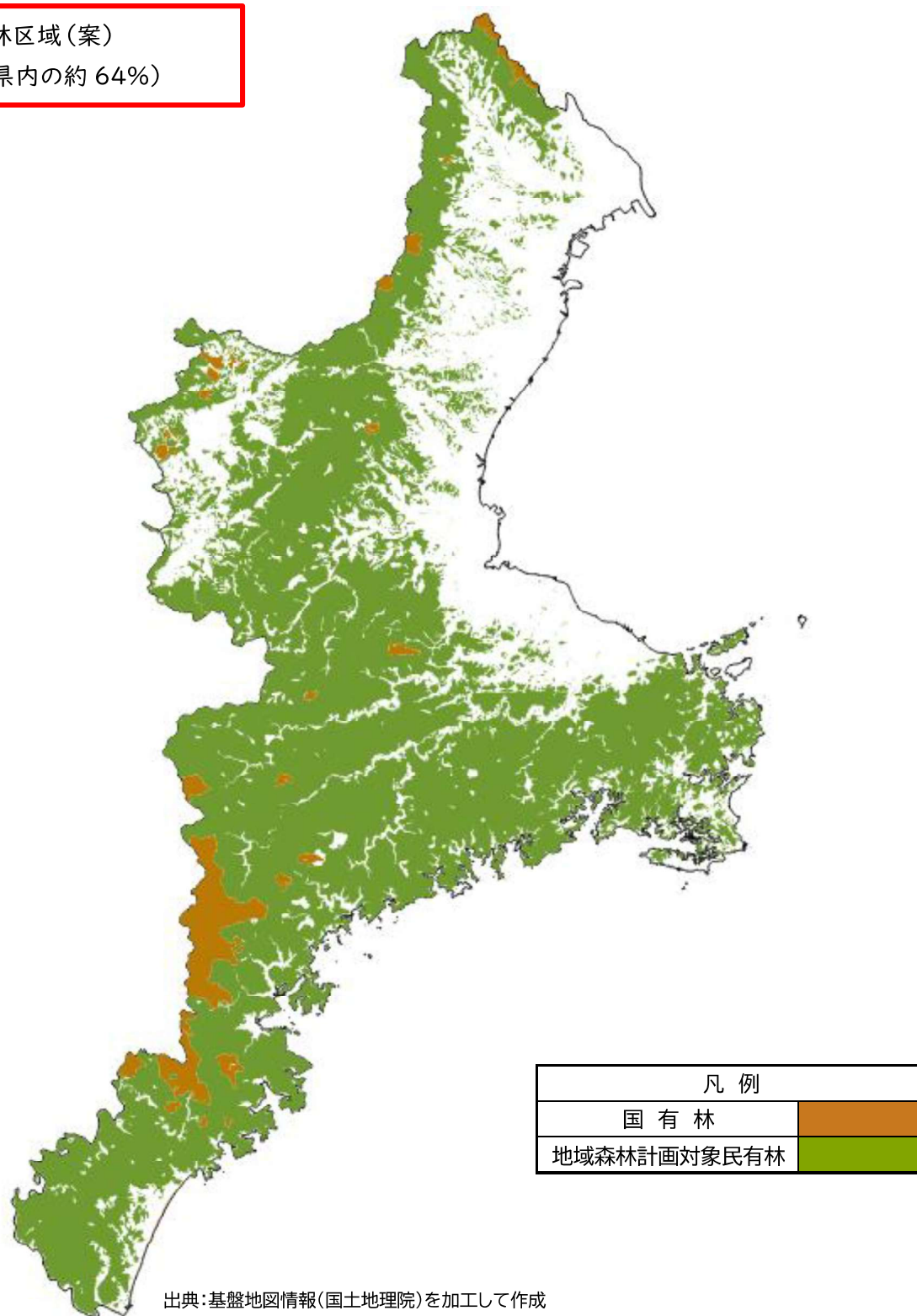
6 今後の課題

本部会において、改正後の規模要件の対象外(面積5ha未満)である森林以外の自然地についても、環境配慮がなされることが望ましいため、「生物多様性の観点から、湿地やため池等の動植物にとって貴重な生息・生育環境について、適正な保全がなされるよう他の関係法令等も含めて取り組んでほしい」という意見を挙げました。

また、パブリックコメントや市町への意見照会においても、「ホットスポット」や「休耕田や湿地など」の生息・生育環境を条例の対象としてほしい旨の意見がありました。

これらのことから、環境影響評価制度とともに三重県自然環境保全条例をはじめとした他条例等の運用等も含め、関係部局が連携しながら、今後の課題として引き続き検討されることを望みます。

森林区域(案)
(県内の約 64%)



出典:基盤地図情報(国土地理院)を加工して作成

:国有林及び地域森林計画対象民有林は、国土数値情報(国土交通省)の H27 年度作成データを利用

図 県内の国有林、地域森林計画の対象民有林

環生第 16-133 号

三重県環境審議会

三重県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 3 月 23 日三重県規則第 65 号）の改正について、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、三重県では、令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、三重県の実情に応じた制度とする必要があるため、「三重県環境影響評価条例施行規則」の改正について貴審議会に意見を求めるものです。

三重県環境審議会環境影響評価部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所属・役職
おおやぎ まき 大八木 麻希	四日市大学環境情報学部 教授
たしろ むつみ 田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 講師
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
みずたに ともお 水谷 知生	奈良県立大学地域創造学部 教授

三重県環境審議会及び環境影響評価部会での審議経過等

開催日等	経過
令和7年12月25日	三重県環境審議会へ諮問
	三重県環境審議会環境影響評価部会の設置
令和8年2月20日	三重県環境審議会環境影響評価部会(第1回)
令和8年3月12日	三重県環境審議会 改正の方向性(案)
令和8年4月16日 ～5月15日	パブリックコメント
	市町への意見照会
令和8年7月3日	三重県環境審議会環境影響評価部会(第2回)
令和8年8月3日	三重県環境審議会 具体的な改正内容(案)

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

- 1 意見募集期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：6件
- 3 対応区分
 - ①反映する：2件
 - ②反映済：0件
 - ③参考にする：3件
 - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
 - ⑤その他：1件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	地域共生の実態に則した運用 「地域との共生の図られた太陽光発電を導入に向けて、「指導・規制等の方策」を取る」といった内容の記載がありますが、導入の規制だけに着目せず、意見のあった稼働済みの太陽光発電施設に対する指導や、地域の声を反映させている発電所への規制緩和等、画一的に規制を行うのではなく、地域との共生の実態に沿った、運用を期待します。	③	令和8年2月20日に開催した「第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会」においても、「地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか」との意見を頂いていることから、適切な運用を図ってまいります。
1-2	森林区域での開発について 実際に地域の方々とお話しする中で、土地の処分や活用の問題を解決できる方法として、太陽光発電所の建設があると認識しています。その中で、画一的に森林区域：1ヘクタール以上は簡易的環境影響評価の対象にするのではなく、県が定める森林計画区域内外で、規制内容を変化させるなど、より実態に則した規制内容とすることを求めます。	①	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。
1-3	進めている計画への緩和措置について 三重県環境保全条例の届出が提出済みである等、計画をすすめているものについて、緩和措置を希望します。	①	改正規則の公布から施行までの間に十分な期間を設けるとともに、一定の許認可等の手続が行われている事業については、改正後の規定を適用除外とするなど経過措置を導入することとします。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
2-1	三重県レッドデータブック 2025 には県内の希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）として 67 地点のホットスポットが掲載されています。 これらの中には太陽光発電施設設置により希少野生動植物が絶滅の危機に瀕し、希少種以外の野生動植物種も減少傾向にあり、生物多様性が失われつつあります。 方向性（案）①のポイント表-1 において示されている改正後の事業区域の面積ですが、少なくともホットスポットにおいては 1 ha 以下であっても環境アセスメントの対象とすることを望みます。	③	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。
2-2	『「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）』p4にある＜主な意見＞の「生物多様性の観点から・・・」の意見については、是非この方向で取り組んでいただきたいと思います。 特に対象事業となる所については、環境調査および保全対策で終了ではなく、その後の追跡調査（例えば 5 年後の現況調査、保全対策の実施など）も加える必要があるかと思います。	③	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、現行制度において、事後調査（事業の実施以後に、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査）に関する規定を設けていることから、引き続き本規定を適切に運用してまいります。
3	産業廃棄物処理場が三重県内にこれ以上できないようにしていただきたいです。廃棄物が地下に浸透し、川や汚水環境汚染に繋がるからです。 太陽光発電、太陽光パネルも温暖化を招き山の土砂崩れの原因になりパネル自体が産業廃棄物である事で、地球には優しくなく、エコでもありません。電気代は高騰し続けるばかりです。よろしくお願いします。	⑤	—

※原則原文を記載（誤植と思われる記載事項等については、一部内容を修正）

※環境影響評価制度以外の施策等に関する意見については、意見のみ記載

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）
に対する市町意見照会の結果について

- 1 意見照会期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：3件
- 3 対応区分
 - ①反映する：0件
 - ②反映済：1件
 - ③参考にする：2件
 - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
 - ⑤その他：0件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	太陽光発電施設について、対象事業範囲を拡大されることは、自然環境及び生活環境の保全の観点から望ましいと考えます。 しかしながら、太陽光発電事業においては、各種規制やガイドラインの適用を回避することを目的として、事業区域を細分化したうえで、それぞれを別法人名義で申請することにより規制を逃れる事例が常態化しているのが実情です。 事業対象範囲を拡大した場合、こうした手法による分割が一層進み、結果として自然環境や生活環境への悪影響を十分に抑制できなくなるおそれも懸念されます。 この点に関して、三重県ホームページ「Q6 隣接地で他の事業者がメガソーラーを計画している場合、面積は合計されますか。」において、一連の事業と認められる場合には面積を合算して判断する旨が示されているところです。 (https://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm) こうした趣旨に基づき、事業者による恣意的な分割・名義変更等を含め、一体的な事業とみなすべきケースについては、今後一層、厳格かつ実効性のある運用を行っていただきたいです。	②	事業の一体性については、引き続き厳格な運用を図ってまいります。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-2	たとえ面積が小さく、かつ特別地域に指定されていない地域での案件であっても、生物多様性に重大な影響を及ぼす事例が各地で散見されます。 このため、現行制度において対象事業範囲が基本的に面積基準により定められていることは理解しつつも、生物多様性への影響が多大であると判断されるケースについては、例外的に環境影響評価の対象とすることができる規定を設けていただきたいと思います。 なお、三重県自然環境保全条例においては、1haを超える開発行為に対し届出と生息状況確認の義務が課されているところです。 この仕組みを活用し、その調査結果に応じて環境影響評価条例に基づく手続きを求めるなど、既存条例と効果的に連携した運用が図られることを期待します。 あわせて、三重県自然環境保全条例に基づく手続においては、事業者による現地調査が形式的なものにとどまっている事例も多く見受けられることから、調査方法や調査内容の妥当性を十分に確認し、不適切な調査に対しては是正を指導するなど、適正な調査が担保されるよう、より一層厳格な運用を行っていただきたいと思います。	③	生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、三重県環境影響評価条例においては、事業に必要な許認可等を行うにあたり、環境影響評価手続の結果（評価書や措置報告書の内容）を配慮するものと規定していることから、引き続き関係部局と連携しながら、本制度の厳格な運用を図ってまいります。
2	「森林区域においては、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を1ha以上」とする改正案に賛成します。ただし、「森林区域」の定義が明確でない点が気になります。『三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル』では対象が自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と定義されており、地域森林計画の対象外の土地であっても、休耕田や湿地など希少生物の生息環境として高く評価される土地は少なくありません。また、『改正の方向性（案）』p.3に「森林伐採を伴うメガソーラーについて（中略）環境配慮を促していく」とありますが、このような自然環境に対して開発工事が与える影響は樹木の伐採を伴う場合に限らず、樹木の伐採は伴わない場合においても、日照や水量・水質等の変化が環境に著しい負荷を与えることが容易に想定されます。 したがって、三重県内に残された貴重な自然環境をより実効的に保全するため、改正後の条例においては規模要件を1ha以上とする土地の要件を、自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と規定していただきたいと思います。また、この種の土地においては開発行為が樹木の伐採を伴わない場合についても、（準）対象事業と規定していただきたいと思います。	③	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。 また、生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。

※原文を記載